

令和2年4月1日より適用する山形県県土整備部積算基準等の改定概要

国土交通省の土木工事標準歩掛の改定（令和2年2月1日以降）及び土木工事標準単価の適用変更（令和2年4月号）を受け、次の基準を改定するもの。

■土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）

（1）道路除雪工（第Ⅳ編第6章）

・除雪作業世話役

一般除雪、運搬除雪、歩道除雪において、スノー・ステーション等で駐在する連絡員との連絡・調整等を行う除雪作業世話役を定め、土木一般世話役を計上するよう改定する。

・機械付労務

補助作業を行う機械付労務について定義し、必要人員の計上方法について定める。

（2）土木工事標準単価（第Ⅵ編第1章）

・⑤コンクリートブロック積工

標準単価で対応する部分を「機・労・材」から「機・労」に改定し、ブロックの材料費については別途計上することとする。

施工フローと直接工事費の算出を練積と空積に分割して定める。